

喜多方市立第三小学校における携帯電話の取扱いについて

1 携帯電話の学校への持ち込みについて

- (1) 携帯電話は、学校における教育活動に直接関係のない物であることから、携帯電話の学校への持ち込みについては原則禁止とする。
- (2) 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合やその他やむを得ない場合（登下校時の安全確保等）は、次の①から⑧に示す事項に留意した上、別紙「同意確認書」を保護者が校長に提出し、校長の許可の下、例外的に学校への携帯電話の持ち込みを認めることとする。
- ① 登下校中は、携帯電話をランドセル等の中に入れ、災害時や犯罪被害等の危険性がある場合などの緊急時以外は、携帯電話を使用しないこと。
- ② 登校後は携帯電話の電源を切り、自分で職員室にいる職員へ提出し、「預かり簿」必要事項を記入にすること。また、下校時には、自分で職員室に取りに行くこと。
- ③ 登校後、携帯電話を職員室に提出せず、教室等で携帯電話を使用した場合、また、緊急時以外での使用がある場合には、学校と保護者が協力して再発防止のための指導をする。
学校が保護者との協力体制がとれないと判断する場合は、学校への携帯電話の持ち込みを禁止するなどの措置をとる。
- ④ 登下校途中に携帯電話を使用したことが確認された場合は、緊急時以外は使用しないということを鑑み、当時の使用状況について学校にて聞き取りを行う。
- ⑤ 子ども向けの携帯電話を使用するか、フィルタリング機能を携帯電話に設定すること。
- ⑥ 自分や友だちなど他者の写真や映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名など）を誰かに送ったり、SNS（LINE や Instagram）にのせたりしないこと。
- ⑦ 学校における携帯電話の保管には、万全を期すが、携帯電話の破損、盗難、個人情報の漏洩等のトラブルが発生した場合や LINE や SNS への書き込み等によるトラブルが発生した場合、対応や責任を学校に求めないこと。
- ⑧ 学校からは、児童の携帯電話への連絡は行わない。緊急時の連絡は、保護者への緊急メールやHPへの掲載、家庭への電話連絡等により行う。

2 児童に求める携帯電話の使い方について

- (1) 家庭での使用時間は、平日30分以内、休日60分を目安とし、保護者と話し合ってルールを作る。
- (2) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品の申し込みをしない。
- (3) インターネット上で知り合った人と会わない。また、自分や他人の画像、映像、個人情報を送らない。
- (4) SNSやメールなどに、他人の悪口や悪意のある内容など、いじめにつながることは書き込まない。SNSグループでの仲間はずれなどのいじめにつながる行為もしない。
- ※ その他詳細は、市のガイドラインに準じますので、そちらもご覧ください。